

幸田町監査公示第2号

地方自治法第199条第9項の規定に基づき、令和3年度財政援助団体等監査の結果を次のとおり公表する。

令和4年6月3日

幸田町監査委員 山 下 力



幸田町監査委員 水野 千代子



記

1 監査の種別 財政援助団体等監査

2 監査年月日 令和4年6月1日

3 監査の対象団体名、補助金名等、補助金額及び担当課

単位:千円

団体名	補助金名等	補助金	担当課
幸田地区交通少年団連合指導育成協議会	幸田町行政推進団体の委託事務交付金	408	総務部 防災安全課
自主防災組織 (坂崎区始め15地区)	自主防災組織防災資機材等整備事業費 補助金	1,810	消防本部 予防防災課
幸田町少年少女発明クラブ	幸田町科学的創造力育成事業補助金	300	企画部 企業立地課

4 監査対象とした事項 令和3年度執行補助金等の交付事務及び補助事業の執行状況、
補助効果を主眼に監査した。

5 監査の実施内容等 幸田町監査基準に基づき、補助金等の交付関係書類及び監査
調書について、あらかじめ担当課から提出を求め、補助金等の
事務が関係法令に準拠し、かつ、適正に執行されているか等に
について幸田町監査実施着眼点にある監査項目を町担当職員等か
ら説明を聴取し監査を実施した。

6 監査の結果 適正と認める。

補助金等の交付については、町担当職員等から関係書類について説明を受けた結果、補助
金交付要綱等に照らして、適正に交付されたものと認める。